

排出事業者の皆さまへ

平成25年3月27日

平成25年4月1日から「廃石膏ボード」の廃棄物区分が変更されます。

1 「廃石膏ボード」の廃棄物区分を見直します。

当県では、従来、製造工程から排出される「廃石膏ボード」については「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず。（以下「ガラスくず等」という。）」、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものは「がれき類」として取り扱いをしてまいりましたが、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」等にも示されているように、国は、「廃石膏ボード」の区分を「ガラスくず等」として取り扱っていることから、平成25年4月1日以降、これに準じて排出過程に関係なく「廃石膏ボード」を「ガラスくず等」として取り扱うよう廃棄物区分を見直します。

2 委託契約及び産業廃棄物管理票について

- (1) 「廃石膏ボード」の廃棄物区分を見直すことにより、平成25年4月1日以前に、既に「廃石膏ボード」を「がれき類」として委託契約を行っている場合、当該委託契約の更新日又は平成26年3月末日までのいずれか早い日までの間に限り、当該委託契約を変更する必要はありません。（平成25年4月1日以降に契約の更新をされる場合には、「廃石膏ボード」は「ガラスくず等」で委託契約を行ってください。）
- (2) 産業廃棄物管理票については、平成25年4月1日以降、「廃石膏ボード」は「ガラスくず等」で記載してください。  
なお、既に、「廃石膏ボード」を「がれき類」として委託契約を締結している場合、産業廃棄物管理票には「がれき類」と記載し、備考欄に「廃石膏ボード」と記載してください。
- (3) 平成26年4月1日以降、「廃石膏ボード」を「がれき類」として委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を「がれき類」と記載した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反となりますのでご注意ください。

- (4) 平成25年7月1日（月）期限の平成25年度（平成24年度実績）産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、産業廃棄物管理票の廃棄物区分のとおり記載のうえ作成してください。

なお、県のホームページにおいて、産業廃棄物管理票交付等状況報告書

を作成していただくための「電子マニフェストシステム各種コード表」においては、平成24年4月1日以前から既に「石膏ボード」は「ガラスくず等」として取り扱っています。

### 3 その他

#### (1) 処理業者の皆さまへの周知について

「がれき類」の許可をお持ちの収集運搬業者の方、処分業者の方で、「ガラスくず等」の許可をお持ちでない方に限り、平成25年3月27日付けで「廃石膏ボード」の廃棄物区分の見直しを行う旨の通知文書（PDF貼付）を発出し、平成25年4月1日以降も「廃石膏ボード」を取り扱う場合、許可証へ「ガラスくず等（ただし、廃石膏ボードに限る。）」の記載を行うよう周知しております。

#### (2) 「廃石膏ボード」の廃棄物区分の見直しに伴う猶予期間について

廃棄物区分の見直しに伴う猶予期間は、平成26年3月31日まで（許可業者の皆さまへの周知及び許可証の書換を行う期間、排出事業者の方への周知期間です。）となっていますのでご注意ください。

#### (3) 廃棄物処理法違反について

平成26年4月1日以降に、「ガラスくず等」の許可を有しない処理業者へ産業廃棄物の委託を行った場合、廃棄物処理法違反となりますのでご注意ください。

#### ※「廃石膏ボード」取り扱い変更図

	H25年3月27日現在	平成25年4月1日以降	平成26年4月1日以降
製造工程から生じたもの	従来の許可品目 ガラスくず等	品目見直し後 ガラスくず等	経過措置期間終了 廃石膏ボードは排出過程にかかわりなく
工作物の新築改築又は除去に伴って生じたもの	がれき類	ガラスくず等 経過措置期間による 許可証書換期間	「ガラスくず等」での取り扱いとなります。「がれき類」の許可では廃棄物処理法違反となります。